

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

訓令甲

○附属機関の役職に充てる職員に関する規程の一部を改正する訓令 (人事課) 一

告示

○建設業者の不正行為等に対する監督処分等の基準の一部改正 (事業管理課) 一

○建設関連業務に係る競争入札の参加資格等に関する規程の一部を改正する告示 (契約課) 一

○宮城県建設工事に係る競争入札の参加登録等に関する規程の一部を改正する告示 (同) 二

公 告

○予算の公表 (財政課) 二

選挙管理委員会

○不在者投票を管理すべき施設の指定等 三

訓令甲

○宮城県訓令甲第二十二号

附属機関の役職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年八月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

附属機関の役職に充てる職員に関する規程の一部を改正する訓令

附属機関の役職に充てる職員の指定に関する規程(昭和五十九年宮城県訓令甲第九号)の一部を次のように改正する。

別表宮城県国民保護協議会の項及び宮城県交通安全対策会議の項中「令和四年宮城県訓令甲第十

九号)を削り、同表主要農作物品種審査会の項中

古川農業試験場作物
育種部長

を

古川農業試験場作物
育種部長
古川農業試験場作物
栽培部長

に改める。

附 則

この訓令は、令和五年八月一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第五百二十二号

平成十五年宮城県告示第三百二十二号(建設業者の不正行為等に対する監督処分等の基準)の一部を次のように改正し、令和五年八月一日から施行し、同日以降に不正行為等が行われたものから適用する。

令和五年八月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第三号2(四)ハ中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を「宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)違反、廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に改める。

○宮城県告示第五百二十三号

建設関連業務に係る競争入札の参加資格等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年八月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

建設関連業務に係る競争入札の参加資格等に関する規程の一部を改正する告示

建設関連業務に係る競争入札の参加資格等に関する規程(昭和六十一年宮城県告示千二百四十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「十月一日から二月末日までの間で知事が別に指定した日」を「知事が別に定める期間内」に改める。

様式第一号から様式第二号まで、様式第四号及び様式第六号から様式第十一号までの様式中「」を「」に改める。

附 則

この告示は、令和五年八月一日から施行する。
 ○宮城県告示第五百二十四号
 宮城県建設工事に係る競争入札の参加登録等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年八月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県建設工事に係る競争入札の参加登録等に関する規程の一部を改正する告示

宮城県建設工事に係る競争入札の参加登録等に関する規程（平成十三年宮城県告示第七百二十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「十月一日から二月末日までの間で」を「知事が」に改め、「期間」を「期間内」に改める。

様式第一号から様式第一号の四まで及び様式第三号から様式第十二号までの様式中、「」を、「」に改める。

附 則

この告示は、令和五年八月一日から施行する。

公 告

○令和五年六月第三百八十八回宮城県議会（定例会）において議決された令和五年度宮城県一般会計補正予算の要領は、次のとおりである。

令和五年八月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

令和5年度宮城県一般会計補正予算

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 国庫支出金		181,882,755	8,302,317	190,185,072
	2 国庫補助金	136,931,722	8,302,317	145,234,039
14 諸 収 入		131,994,056	20,000	132,014,056

歳 入 合 計	雑 入	雑 費
1,087,527,826	5,328,813	1,079,205,509
8,322,317	20,000	8,302,317

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 公 費		1,682,222	4,932	1,687,154
	1 議 公 費	1,682,222	4,932	1,687,154
2 総 務 費		48,931,931	1,586,040	50,517,971
	1 総務管理費	19,100,218	31,840	19,132,058
	2 企画費	7,850,961	194,200	8,045,161
3 民 生 費		1,457,057,717	662,564	1,463,688,281
	1 社会福祉費	104,596,335	352,239	104,948,574
4 衛 生 費		125,694,156	915,519	126,609,675
	2 環境衛生費	3,342,636	20,000	3,362,636
6 農 林 水 産 業 費		46,944,728	2,345,000	49,289,728
	1 農業費	8,847,164	137,800	8,984,964
	5 医薬費	59,178,750	845,519	60,024,269

7 商 工 費	2 畜 産 業 費	2,224,257	1,638,000	3,862,257
	3 農 地 費	19,200,232	450,000	19,650,232
	4 林 業 費	6,809,674	107,900	6,917,574
	5 水 産 業 費	9,863,401	11,300	9,874,701
	1 商 業 費	127,163,160	973,900	128,137,060
8 土 木 費	2 工 敏 業 費	14,134,361	1,368,290	15,502,651
	4 観 光 費	1,447,949	36,600	1,484,549
	4 港 湾 費	3,348,609	12,000	3,360,609
	7 空 港 費	265,463	99,600	365,063
10 教 育 費	1 教 育 総 務 費	14,058,947	972	14,059,919
	4 高 等 学 校 費	49,652,707	29,400	49,682,107
	7 特 別 支 援 学 校 費	23,765,556	15,500	23,781,056
	8 私 立 学 校 費	17,718,640	247,400	17,966,040
	10 保 健 体 育 費	3,743,367	24,600	3,767,967
歳 出 合 計	1,079,205,509	8,322,317	1,087,527,826	

選挙管理委員会

○宮城県告示第七十一号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。
令和五年八月一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。
別表第一の二医療法人徳洲会老人保健施設シルバーホームいずみの項中「医療法人徳洲会老人保健施設シルバーホームいずみ 同 市泉区七北田字駕籠沢一五」を「医療法人徳洲会介護老人保健施設シルバーホームいずみ 同 市泉区高玉町九番八号」に改める。

附 則

この告示は、令和五年八月一日から施行する。